

弘前市園地継承円滑化システム登録申込書

弘前市農政課様

農地を園地継承円滑化システムに登録したいので、下記のとおり申し込みます。

記

(農地所有者・耕作者等) 申込者	ふりがな	
	氏名	印
	住所	〒
	電話番号	
	(携帯電話)	
登録を希望する園地	別紙のとおり	
確認事項	<p>該当する項目にチェック(□)してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 登録する園地に共有名義がある（相続登記が完了していない場合を含む）。 ⇒売買時、共有者（相続人）全員の同意が得られる見込みが、 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない</p> <p>⇒貸借時、1/2超の持分の共有者（相続人）の同意が得られる見込みが、 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない</p>	
同意事項	<p>以下の事項に同意します。</p> <p>※登録するためには全ての項目にチェック(□)が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> この申込書に記載された情報を関係機関（市、市農業委員会等）で共有することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> この申込書に記載された園地の情報を公開することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 登録を希望する園地の受け手（借り手、買い手）希望者に対し、以下の申込者の個人情報を提供することに同意します。 ①氏名 ②住所 ③電話番号</p> <p><input type="checkbox"/> 園地継承円滑化システムへの登録により流動化がなされたとしても、一定の要件※を満たさなければ奨励金（4万円/10a）の対象とならないことを承知しています。</p> <p>※園地継承円滑化システムに登録された樹園地を受け手が10a以上取得又は借受けし、かつ50a以上（自作地も含む）樹園地の集約を行うこと。ただし、貸借の場合は、農地中間管理事業を活用の上、10年以上の貸借期間で借受けした場合に限る。</p>	

※売買・貸借が成立した際は、別途農業委員会への手続きが必要です。

※受け手が見つかるまでは、登録園地については耕作を継続する必要がありますが、諸事情により耕作できなくなった場合は、下記担当までご相談ください。

担当：弘前市農林部農政課農地支援係
電話：0172-40-0656